

福祉サービス第三者評価決定委員会設置要綱

1 趣旨

この要綱は、福祉サービス第三者評価決定委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

2 委員会の職務

委員会は、次の各号の職務を行う。

- (1) 福祉サービス第三者評価事業の企画立案
- (2) 第三者評価機関としての最終的な評価の決定
- (3) 受審事業者への評価結果の回答

3 委員

委員会の委員は 10 名以内とし、次に掲げる各号の定めにより岩手県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長が委嘱する。

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 社会福祉事業経営者及び福祉、医療、保健等の学識経験者 | 1 名以上 |
| (2) 福祉サービス第三者評価の評価調査者経験者 | 4 名以上 |
| (3) 福祉サービスの利用者、一般市民 | 1 名以上 |

4 委員の任期

委員の任期は、第三者評価機関の認証期間とする。

5 委員の氏名等の公表

委員の氏名、所属、役職、有する学識等については公表するものとする。

6 委員長等

- (1) 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名を置き、委員の中から互選によりこれを定める。
- (2) 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- (3) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 会議

- (1) 委員会の会議は、県社協会長が招集する。
- (2) 委員会の会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- (3) 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員が関係する事業所に関して、当該委員は、評価の決定に関与できないものとする。

8 合議体

- (1) 評価の決定を行うため、委員会に合議体を置く。
- (2) 合議体の議決は、別段の定めがない限り、委員会の議決とする。
- (3) 合議体は、2 名以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- (4) 評価調査者経験者の委員は、合議体を代表し、会議の議長となる。
- (5) 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決す

るところとする。

(6) 合議体の構成は、県社協会長が定めるものとする。

9 委員の守秘義務

委員会の委員又は委員の職務にあった者は、その職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

10 その他

この要綱に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成 14 年 1 月 4 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 19 年 4 月 12 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 20 年 8 月 11 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 27 年 11 月 5 日から施行し、同年 10 月 1 日から適用する。